

川崎の産業観光を支援する会規約

(名称、事務所、及び、目的)

第1条 川崎産業観光検定試験合格者のうちの希望者が、産業観光を核として地域の活性化を図るとともに、川崎市、川崎商工会議所、川崎市観光協会連合会及び川崎産業観光振興協議会等が実施する産業観光の取組と連携し、川崎における産業観光事業をより推進するため「川崎の産業観光を支援する会」(以下「支援する会」という)を設置する。支援する会の事務所は、一般社団法人 川崎市観光協会におく。

(活動内容)

第2条 支援する会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 川崎産業観光をより一層推進するための産業観光のPR活動
- (2) 川崎産業観光ツアー、川崎工場夜景ツアー等のガイド活動
- (3) その他支援する会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第3条 会員は、支援する会の趣旨に賛同する次のものをもって構成する。

- (1) 川崎産業観光検定試験(初級・上級)の合格者であって、別に定める様式により、支援する会に会員登録を行ったもの。
- (2) 支援する会への入会を希望し、別に定める様式により、支援する会に会員登録を行ったもの。
- (3) その他本会の発展のため支援する会が特に推薦するもの

(入会)

第4条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を事務局あてに提出し、役員会の承認を得るものとする。

(年会費)

第5条 会員は、総会において定める年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費は1,000円とする。

(退会)

第6条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき
 - (2) 年会費を1年以上納入しないとき

(役員)

第7条 支援する会に次の各号に掲げる役員を置く。

| | |
|------|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 会計 | 2名 |
| 監査役 | 2名 |

(役員 of 責務)

第8条 会長は支援する会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。
- 4 会計は、本会の出納事務を担当する。
- 5 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員 of 選任)

第9条 会長、副会長の選任は、会員から立候補及び推薦されたものの中から総会において選出する。

- 2 事務局長、並びに、会計は会長が指名する。
- 3 監事は、全会員の中から選出する。

(役員 of 任期)

第10条 役員 of 任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員 of 解任)

第11条 役員が次の各号 of いずれかに該当するときは、役員会 of 議決により、これを解任することができる。

- ① 心身 of 故障により、職務 of 執行に耐えられないと認められるとき。
- ② その他、解任に相当する事項が認められるとき。

(部会)

第12条 支援する会には、次の2つの部会を設置する。

- (1) 川崎産業観光ガイド of 会
 - (2) 川崎産業観光協力隊
- 2 各部会には、部会長1名を置く。

(総会)

第13条 支援する会の総会は、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 規約、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

3 総会は会長が招集し、総会の議長は会長がこれに当たる。

4 総会は、出席者の過半数をもって決する。

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、監査、その他、会長が認めたものを持って構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業計画及び予算)

第15条 支援する会の事業計画及び予算は、当該年度の最初の会議において議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第16条 支援する会の事業報告及び決算は、監事の監査を受け、翌年度の最初の会議において議決を得なければならない。

(事業年度)

第17条 支援する会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(関係者の出席)

第18条 会議等に関して、会長が必要と認めるときは、随時関係者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(事務局)

第19条 本会の事務局は、川崎市におく。

なお、支援する会の活動については、川崎産業観光振興協議会（事務局：川崎市観光協会連合会・川崎市・川崎商工会議所）が可能な範囲でバックアップを行うものとする。

(会計)

第20条 支援する会の経費は、会費、寄付金、事業収入、助成金、委託金をもって充てる。

- 2 支援する会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を得て、総会を招集し決算報告する。
- 4 支援する会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会員資格の抹消)

第21条 支援する会の会員が次の各号に該当することになった場合は、役員会の議決を経て登録を抹消することができる。

- ① 会員との連絡が取れなくなった場合
- ② 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(規約の変更)

第22条 この規約の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の過半数の賛成を必要とする。

(その他)

第23条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

付則 この規約は、平成22年9月17日から施行する。
この規約は、平成23年5月13日から施行する。
この規約は、平成25年6月17日から施行する。
この規約は、平成27年6月15日から施行する。